

## 川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度事故判定委員会設置要綱

### （設置）

第1条 川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度実施要綱第13条の規定に基づき、川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度事故判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 判定委員会は、川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度実施要綱の規定に基づき報告のあった事故について、次の各号に掲げる事項を調査審議し、その処理方針を決める。

- (1) ボランティア活動中の事実関係及びボランティア活動事故認定に関する事項
- (2) その他必要な事項

### （判定委員会の組織）

第3条 判定委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市民文化局コミュニティ推進部長
- (2) 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長
- (3) 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
- (4) 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長
- (5) 市民文化局市民生活部庶務課長
- (6) 市民文化局市民生活部企画課長
- (7) 建設緑政局緑政部みどりの協働推進課担当課長
- (8) 川崎区役所まちづくり推進部地域振興課長
- (9) その他委員長が必要と認める者

### （委員長）

第4条 判定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、市民文化局コミュニティ推進部長をもって充てる。
- 3 委員長は、判定委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 判定委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 判定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 判定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### （関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、契約損害保険会社等の関係者に出席を求

め、意見又は説明を聴くことができる。

(判定委員会の庶務)

第7条 判定委員会の庶務は、市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、判定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が判定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。